

**令和8年度
アスリート社会貢献支援事業
「スポーツ人材の活躍状況に関する調査」
仕 様 書**

**令和8年5月28日
スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付**

1. 委託事業名

令和8年度 アスリート社会貢献支援事業「スポーツ人材の活躍状況に関する調査」

2. 事業の趣旨・目的

アスリートが競技外のキャリアにおいてスポーツで培った能力を発揮し活躍することは、アスリート自身の人生の充実という点のみならず、アスリートが有する価値を社会に還元するという点においても重要である。また、アスリートの競技外での活躍は、スポーツの価値を高め、スポーツ参画人口の拡大、ひいては競技力の向上にも寄与する。

アスリートのキャリア形成に対する影響因子やステークホルダーは多様であるため、アスリートのキャリア形成支援に当たっては、関係団体が連携してこれを行うことが必要である。このような認識の下、スポーツ庁では、平成28年度にスポーツキャリアに関わるスポーツ団体や民間企業等の連携を促進し、一体となってアスリートのキャリア形成支援に取り組むため、「スポーツキャリアサポートコンソーシアム」を設立した。

一方、アスリートの中には、競技活動に注力するあまり、スポーツで培った能力を競技外の視点から評価等することができていない場合や、また、キャリア形成の手本となる「ロールモデル」が身近にいないことなどもあり、競技活動終了後のキャリア形成のための準備を十分に行うことのできない者もいる。

これらのことから、本調査研究は、アスリートのキャリア形成に関する現状や事例を、アスリート側及びアスリートを雇用等している側（アスリート所属企業等）の双方の視点から調査・整理・分析し、アスリートのキャリア形成の方法や、アスリートの能力を活用する企業等の手法や仕組等を明らかにすることを目的とする。また、本調査研究の成果は、本事業の別委託である「アスリートの社会貢献に向けた支援体制の構築（スポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営）」での活用を想定している。具体的には、令和9年2月下旬に実施する予定である「スポーツキャリアサポートコンソーシアム総会（仮）」での発表、スポーツキャリアサポートコンソーシアムでの提供コンテンツの検討、今後の方針の検討等に活用することを想定している。

※「アスリートの社会貢献に向けた支援体制の構築（スポーツキャリアサポートコンソーシアムの運営）」に関しては、下記 URL を参考とすること。

●令和8年度事業公募ページ：

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/boshu/detail/jsa_00411.html

●過年度事業報告書

（平成29年度～令和元年度）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/detail/1419295.htm

（令和2年度以降）

https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop05/list/detail/1419295_000

3. 委託契約期間

委託契約締結日 ～ 令和9年3月18日（木）

4. 成果物

本調達における成果物は以下のとおりとする。成果物は電子ファイル形式で授受するものとし、原則、文部科学省が指定する Box を経由して行うこととする。

なお、何らかの事情でこの方法が不可能となった場合は、受け渡し方法について別途協議し決定するものとする。

(1) 調査報告書 20 部（A4 版）

報告書は紙媒体のほか、電子媒体（PDF 及び Microsoft Word 形式や Microsoft Power Point 形式等編集可能なファイル）によって納品すること。

(2) 調査報告書概要（電子媒体）

報告書の内容をまとめた概要資料を電子媒体（PDF 及び Microsoft Word 形式や Microsoft Power Point 形式等編集可能なファイル）によって納品すること。内容についてスポーツ庁と打合せを行い、事前に了解を得ること。

(3) 広報媒体用パンフレット・チラシ（電子媒体）

広報用に作成したパンフレット（冊子形式）とチラシ（両面カラー、A4 サイズ）は、電子媒体（Microsoft Word 形式や Microsoft Power Point 形式等編集可能なファイル）によって納品すること。内容についてスポーツ庁と打合せを行い、事前に了解を得ること

(4) 事業関連ドキュメント

本事業において作成・取得した資料一式（ヒアリング・打合せの議事録等スポーツ庁に都度提出しているものを含む）のドキュメントデータ（Microsoft word、同 Excel、同 PowerPoint で読み取り可能な形式又は PDF 形式）を提出すること。

※読み手に配慮し成果を分かりやすく取りまとめること。

※形式や内容について双方協議の上作成を行うため、納入期限の1月前には素案を作成し、協議を開始すること。

5. 納入期限

中間報告：令和8年11月30日（月） ※上記（1）（2）のみ

成果報告：令和9年2月下旬（スポーツキャリアサポートコンソーシアム総会）

※上記（2）のみ

最終報告：令和9年3月18日（木） ※上記（1）～（4）の全て

6. 納入場所

東京都千代田区霞が関3-2-2

文部科学省スポーツ庁 参事官（民間スポーツ担当）付

7. 委託事業の内容

上記2の「事業の趣旨と目的」を踏まえ、調査、分析及び考察を行う。次に掲げる（1）～（5）の事項（（6）を除く）に関して、実施計画書において具体的な提案を行うこととする。

（1）有識者委員会の運営

本研究を進めるにあたって、内容等を検討するため、受注者は担当部局と協議の上、4～6名の有識者から構成される有識者委員会を設置し、3回以上委員会を運営すること。また、委員会とは別に謝金が発生することとしては、ヒアリングへの参加や個別の打ち合わせ、資料作成（確認）等を各委員2回ずつ実施する予定である。なお、受注者は有識者の選定も最終的には担当部局と協議しながら行うが、申請段階において5名の有識者候補を理由も含めて提案することとする。なお、その際、該当する有識者への事前了承等は不要とする。

内容は、開催のための日程調整、会議資料の作成・準備、議事録の作成等の運営及び有識者に対する謝金、旅費、会議費の支給等である。標記委員会には担当部局も出席するため、委員会前に担当部局と打ち合わせを行いながら遂行すること。また、会議形式については対面形式・オンライン形式の両方に対応できるようにすること。

なお、有識者への謝金・旅費の額は、以下の金額を参考に参考見積書、入札金額の積算をすること。

謝金（税抜）：@14,600円

旅費（税抜）：@18,000円

※上記の単価を基に、想定している委員の人数や委員会の回数等を踏まえて積算すること。

※旅費の単価については、参考見積書、入札金額の積算作成時の概算額として使用するものであり、実際は実費精算とする

（2）スポーツ分野・スポーツ関連分野・スポーツに関係しない分野それぞれにおけるアスリートの活躍事例調査・分析・考察

スポーツ庁では、令和2年度より、アスリートのロールモデルとなり得る人物のキャリアの情報を76例取得してきている（（別添）参照）。本情報を活用し、データ項目の検討も行いつつ、競技別・従事産業別・所持資格別・雇用形態別等に集計するなどして、傾向等について分析・考察すること。

また、調査・分析項目については、実施計画書において具体的に提案を行うこと。なお、実際の項目については、契約締結後、有識者委員会に諮ったうえで決定する。

(3) アスリートの能力や特性を生かした企業等における人材獲得・育成、組織運営の拡大、組織の活性化についての取組の事例調査・分析・考察

アスリート・元アスリート（以下アスリート等）を雇用している企業・地方公共団体（学校含む）・地域のスポーツ団体、もしくは第一次産業等を含め幅広い分野・職種における、アスリートの能力や特性を生かした人材獲得・育成、組織運営の拡大、組織の活性化等についての取組事例について、アスリート側からの視点も含め調査・分析・考察すること。

調査・分析項目については、実施計画書において具体的に提案を行うこと。なお、実際の項目については、契約締結後、有識者委員会に諮ったうえで決定する。

調査方法としては量的調査（アンケート調査等）と質的調査（ヒアリング調査等）を用いることとする。また、質的調査のヒアリング調査数は5～10 とする（原則対面での実施）。なお、ヒアリング先までの旅費（受注者分）については、有識者委員会の旅費単価額と同額で算出すること。

調査対象としては、スポーツキャリアサポートコンソーシアム加盟団体（2026年4月1日現在151団体）、Sport in Life コンソーシアム加盟団体（2026年3月30日現在、参画団体数5,627）等を想定しており、当該加盟団体の情報については担当部局経由にて提供する。

(4) 調査結果を踏まえた分析等

上記（2）（3）の結果を踏まえて、これらの両成果を活かした横断的分析・考察も行うとともに、今後の課題を抽出し、国の施策に対する改善提言等を行うこと。

(5) 広報用パンフレットとチラシの作成

上記（2）（3）（4）で調査・分析・考察した結果については、今後のアスリートの能力や特性を生かした企業等における人材獲得・育成、組織運営の拡大、組織の活性化等についての取組促進に向けた広報活動に活かすため、パンフレット（冊子形式）とチラシ（両面カラー、A4サイズ）の形に集約・整理することとする。なお、その際、写真や画像、表、グラフ等を積極的に活用し、見やすく平易な表記を心がけること。

提案の際はパンフレット・チラシの作成案についても提案すること。

(6) 担当部局との打ち合わせ

調査研究の実施に当たり受注者と担当部局は、平均して2週間に1回（1回2時間）

の頻度で本事業に係る打ち合わせを行うこととする。

8. 契約件数及び事業規模

- (1) 契約件数：1件
- (2) 事業規模：17,372千円（税込）を上限とする。

9. 応札者に求める要求要件

- (1) 要求要件の概要
 - ① 本委託事業に係る応札者に求める要求要件は、「(2)要求要件の詳細」に示すとおりである。
 - ② 要求要件は必須の要求要件と必須以外の要求要件がある。
 - ③ 「*」の付してある項目は必須の要求要件であり、最低限の要求要件を示しており、技術審査においてこれを満たしていないと判断がなされた場合は不合格として落札決定の対象から除外される。
 - ④ 必須以外の要求要件は、満たしていれば望ましい要求要件であるが、満たしていなくても不合格とならない。
 - ⑤ これらの要求要件を満たしているか否かの判断及びその他提案内容の評価等は、「スポーツ庁参事官（民間スポーツ担当）付技術審査委員会」において行う。なお、総合評価落札方式に係る評価基準は別添の「総合評価基準」に基づくものとする。

(2) 要求要件の詳細

1 実施内容

1-1 事業の実施方針

- * 1-1-1 仕様書記載の本事業内容について全て提案されていること。
[仕様書に示した内容以外の独自の提案がされていればその内容に応じて加点する。]
- * 1-1-2 偏った業務内容となっていないこと。

1-2 調査方法の妥当性、独創性

- * 1-2-1 調査や成果検証の方法が妥当であること。[分析手法に事業成果を高めるための工夫があれば、その内容に応じて加点する。]
- * 1-2-2 調査項目・調査手法が明確であること。

1-3 事業計画の妥当性、効率性

- * 1-3-1 事業の日程・手順等に無理がなく目的に沿った実現性があること。
【事業の日程・手順等が効率的であれば加点する。】

2 組織の経験・能力

2-1 組織の類似調査業務の経験

- 2-1-1 過去に類似の調査研究や業務（委員会等運営も含む）に従事した実績があれば、その内容に応じて加点する。

2-2 組織の事業実施能力

- * 2-2-1 事業を遂行する人員が確保されていること。〔人員・設備がより厚く配置されていればその内容に応じて加点する。〕
 - 2-2-2 本事業に関わる幅広い知見・団体等・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していればその内容に応じて加点する。
 - * 2-2-3 事業を実施する上で適切な財務基盤、経理能力を有していること。
- 2-3 業務に当たってのバックアップ体制
- 2-3-1 円滑な事業遂行のための人員補助体制が組み立てられていれば加点する。

3 業務従事予定者の経験・能力

3-1 業務従事予定者の類似事業の経験

- 3-1-1 業務従事予定者が過去に類似の調査研究や業務（委員会等運営も含む）に従事した実績があれば、その内容に応じて加点する。

3-2 業務従事予定者の事業内容に関する専門知識・適格性

- * 3-2-1 事業内容に関する知識・知見を有していること。
- 3-2-2 本調査研究に関連する幅広い知見・人的ネットワーク・優れた情報収集能力を有していればその内容に応じて加点する。

4 ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4-1 ワーク・ライフ・バランス等の取組

- 4-1-1 以下のいずれかの認定等があること。〔ワーク・ライフ・バランス等の取組に関する認定内容等により加点する。〕
 - 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）又は一般事業主行動計画策定済（常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る）
 - 次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）
 - 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定を受けていること。（ユースエール認定）
 - スポーツエールカンパニー認定（スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」に基づくスポーツエールカンパニーの認定）を受けていること。

5 賃上げを実施する企業に関する指標

5-1 賃上げの表明

以下のいずれかを表明していること。（いずれかを応募者が選択するものとする。）

- 5-1-1 入札者である中小企業※2等が、契約締結予定日が属する会計年度に開始する事業年度において、対前年度比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明していること。
- 5-1-2 入札者である中小企業等が契約締結予定日が属する暦年において、対前年比で「給与総額」を2.5%以上増加させる旨を従業員に表明

していること。

- ※1 経年的に賃上げ表明を行う場合、賃上げ表明を行う期間は、前年度に加点を受けるために表明した期間と重ならないようにすること。
- ※2 中小企業とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項、第3項及び第6項に規定される、資本金等の額等が1億円以下であるもの又は資本等を有しない普通法人等をいう。

10. 検 査

受託者による業務完了（廃止）報告の内容が、契約の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかは、発注者が確認することをもって検査とする。

11. 守秘義務

受託者は、本事業の実施で知り得た非公開の情報を第三者に漏えいしてはならない。また受託者は、本事業に係わる情報を他の情報と明確に区別して、善良な管理者の注意義務をもって管理し、本事業以外に使用しないこと。

12. 届出義務

受託者は女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など技術提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。

13. 賃上げを実施する企業に関する指標に係る留意事項

スポーツ庁は、受託者が賃上げを実施する企業に関する指標における加点を受けた場合、受注者の事業年度等（事業年度及び暦年をいう。）が終了した後、表明した率の賃上げを実施したことを以下の手法で確認する。

- ・5-1-1の場合は、賃上げを表明した年度及びその前年度の法人事業概況説明書の「10 主要科目」のうち「労務費」、「役員報酬」及び「従業員給料」の合計額を比較する。
- ・5-1-2の場合は、給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表の「1 給与所得の源泉徴収票 合計表（375）」の「A 俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄を比較する。

加点を受けた受託者は、確認のため必要な書類を速やかに発注者に提出すること。ただし、前述の書類により賃上げ実績が確認できない場合であっても、税理士又は公認会計士等の第三者により上記基準と同等の賃上げ実績を確認することができる書類であると認められる書類等をもって代えることができる。

上記の確認を行った結果、加点を受けた受託者が表明書に記載した賃上げ基準に達していない場合又は本制度の趣旨を意図的に逸脱している場合においては、当該事実判明後の総合評価落札方式において所定の点数を減点するものとする。詳細は従業員への賃

金引上げ計画の表明書裏面の（留意事項）を確認すること。

なお、確認に当たって所定の書類を提出しない場合も、賃上げ基準に達していない者と同様の措置を行う。

14. 子会社、関連企業に対する利益控除等透明性の確保

再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。

15. 取引停止期間中の者への支出の禁止

再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

16. 協議事項

この仕様書に記載されていない事項、または本仕様書について疑義が生じた場合は、文部科学省と適宜協議を行うものとする。

17. 個人情報の取り扱い

17-1 請負者は、発注者から提供された個人情報（生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

17-2 請負者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りではない。

17-2-1 発注者が提供し、又は本件業務に関して請負者が収集若しくは作成した個人情報を第三者（下請負する場合における下請負事業者を含む。）に提供し、又はその内容を知らせること。

17-2-2 発注者が提供し、又は本件業務に関して請負者が収集若しくは作成した個人情報について、本契約の委託業務を遂行する目的の範囲を超えて利用、複写、複製、又は改変すること。

17-3 請負者は、発注者が提供し、又は本件業務に関して請負者が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 17-4 発注者は、必要があると認めるときは、所属の職員に、請負者の事務所、事業場等において、発注者が提供し、又は本件業務に関して請負者が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、請負者に対し必要な指示をすることができる。請負者は、発注者からその調査及び指示を受けた場合には、発注者に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 17-5 請負者は、発注者が提供し、又は本件業務に関して請負者が収集若しくは作成した個人情報を、請負業務完了後、廃止後、又は解除後速やかに発注者に返還するものとする。
ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 17-6 請負者は、発注者が提供し、又は本件業務に関して請負者が収集若しくは作成した個人情報について漏えい、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生し、又はその発生のおそれを認識した場合には、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 17-7 第2、第4及び第6項の規定については、請負業務を完了し、廃止し、又は解除した後であっても、なおその効力を有するものとする。

※個人が特定される可能性のある情報は削除している。

通し番号	氏名	性別	種目	最高成績	最高成績時の所属先	取材時職(主)	職分類	具体的な名称	所属企業・または職業はスポーツがメインか	企業・職業区分(総務省・日本標準産業分類・大分類)	スポーツとの関わり(直接(指導・選手強化など)○、間接的△、全くなし×)	副業(主での職業以外に従事している職業)	副業のスポーツとの関わり(直接(指導・選手強化など)○、間接的△、全くなし×)	転職(退職を伴う前キャリアがあるか、現役中の所属先変更は含まない)	△の理由	現役中	引退時	セカンド(競技終了直後)	サード	フォース	フィフス	6経歴メモ
1			セーリング	オリンピック		会社員	雇用		×	I 卸売業、小売業	×		○			大学	会社員	競技復帰	現職			
2			陸上	オリンピックメダリスト		その他	学者		○	L 学術研究、専門・技術サービス業	○		○		社員選手	社員選手	大学院	学者	+現職			
3			競泳	オリンピック		その他	雇用		×	P 医療、福祉	×		○		高校	高校	大学	社会人	大学院		インターン	現職
4			パラサイクリング	パラリンピック		会社員	雇用		×	E 製造業	×		×		社員選手							
5			華いすマラソン	パラリンピック		指導者	個人事業主		○	O 教育、学習支援業	○		○		社員選手	社員選手	一般企業	現職				
6			チェアスキー	パラリンピックメダリスト		会社員	雇用		×	L 学術研究、専門・技術サービス業	△		○		社員選手	社員選手	会社員	現職				
7			サッカー	プロ選手・日本代表		その他	個人事業主		○	N 生活関連サービス業、娯楽業	○		△		プロ等	プロ	現職					
8			バスケットボール	プロ選手		その他	個人事業主		○	N 生活関連サービス業、娯楽業	○		△		プロ等	プロ	+独立					
9			スピードスケート	オリンピック		会社員	雇用		×	E 製造業	△		○	×	社員選手	社員選手	現職					
10			フェンシング	オリンピック		公務員	雇用		×	S 公務(他に分類されるものを除く)	△		○	○	公務員	公務員	ナショナルチームコーチ	現職				
11			サッカー	プロ選手		起業	個人事業主		○	N 生活関連サービス業、娯楽業	○		○		社会人チーム→プロ→社会人チーム	社会人チーム	会社員	会社員	現職			
12			柔道	オリンピックメダリスト		その他	雇用		×	P 医療、福祉	△		○	×	大学職員	大学職員	専門学校	現職				
13			サッカー	プロ選手		会社員	雇用		×	L 学術研究、専門・技術サービス業	×		○		プロ等	プロ	会社員	現職				
14			ソフトボール	オリンピックメダリスト		会社員	雇用		○	N 生活関連サービス業、娯楽業	○		○		社員選手	社員選手	コーチ	現職				
15			ゴルフ	プロ選手		その他	雇用		○	N 生活関連サービス業、娯楽業	○		×		プロ等	プロ	現職					
16			ラグビー	社員選手・日本代表		その他	個人事業主		○	O 教育、学習支援業	○		○		社員選手	社員選手→退社	現職					
17			バレーボール	社員選手		起業	個人事業主		×	P 医療、福祉	△		×	○	社員選手	社員選手→退社	会社員	会社員	現職			
18			バレーボール	社員選手		起業	個人事業主		×	N 生活関連サービス業、娯楽業	×		×	○	社員選手	社員選手→退社	会社員	会社員	現職			
19			ラグビー	社員選手		会社員	家業		×	I 卸売業、小売業	×		○	○	社員選手	社員選手→退社	会社員	+コーチ	現職			
20			サッカー	プロ選手		起業	個人事業主		×	N 生活関連サービス業、娯楽業	△		○	×	プロ等	プロ	現職					
21			柔道	オリンピックメダリスト		起業	個人事業主		×	L 学術研究、専門・技術サービス業	△		×	○	社員選手	社員選手	現職					
22			サッカー	プロ選手・日本代表		その他	雇用		○	N 生活関連サービス業、娯楽業	○		×		プロ等	プロ	現職					
23			バレーボール	社員選手・日本代表		起業	個人事業主		×	N 生活関連サービス業、娯楽業	△		○	○	社員選手	社員選手→退社	コーチ	+サロン経営	+解説者	+セミナー講師		
24			柔道	社員選手		指導者	個人事業主		○	O 教育、学習支援業	○		×		社員選手	社員選手→退社	コーチ	+柔術	+創設			
25			バドミントン	社員選手・日本代表		指導者	雇用		○	O 教育、学習支援業	○		○		社員選手	社員選手→退社	現職					
26			アーティスティックスイミング(シンクロナイズドスイミング)	社員選手・日本代表		その他	個人事業主		×	N 生活関連サービス業、娯楽業	△		○	△	社員選手	社員選手→退社	現職					
27			バドミントン	社員選手		起業	個人事業主		×	M 宿泊業、飲食サービス業	×		×	○	社員選手	社員選手→退社	会社員	現職				
28			野球	プロ選手		起業	個人事業主		×	M 宿泊業、飲食サービス業	×		○	×	プロ等	プロ	現職	+コーチ				
29			オープンウォータースイミング	社員選手・日本代表		起業	個人事業主		×	P 医療、福祉	○		○		社員選手	社員選手→退社						
30			アーティスティックスイミング(シンクロナイズドスイミング)	日本代表		その他	個人事業主		○	O 教育、学習支援業	○		△		プロ等	プロ等	パフォーマー	現職				
31			水球	社員選手・日本代表		起業	個人事業主		○	O 教育、学習支援業	○		△		会社員	会社員→退社	現職					
32			野球	プロ選手		起業	個人事業主		×	M 宿泊業、飲食サービス業	×		○	×	プロ等	現職		+ブランド創設				
33			バレーボール	社員選手		会社員	雇用		×	G 情報通信業	○		○	×	社員選手	社員選手	現職	+コーチ				
34			野球	プロ選手		起業	個人事業主		×	L 学術研究、専門・技術サービス業	○		×		プロ等	プロ等	現職					
35			バレーボール	社員選手		会社員	雇用		○	G 情報通信業	△		○	×	社員選手	社員選手	現職	+コーチ				
36			サッカー	プロ選手		起業	個人事業主		○	O 教育、学習支援業	○		○		プロ等	プロ等	会社員	指導者	+クラブ創設			
37			バレーボール	社員選手・日本代表		教員	雇用		○	O 教育、学習支援業	○		×		社員選手	プロ等	現職					
38			野球	プロ選手		会社員	雇用		×	I 卸売業、小売業	×		×		プロ等	プロ等	現職					
39			サッカー	プロ選手		起業	個人事業主		×	I 卸売業、小売業	△		○	○	プロ等	プロ等	会社員	+現職	現職専念			
40			ソフトボール	社員選手・日本代表		教員	雇用		○	O 教育、学習支援業	○		○		社員選手	社員選手	社員コーチ	会社員	コーチ/講演会講師	現職		
41			バドミントン	社員選手		指導者	雇用		○	O 教育、学習支援業	○		△		社員選手	大学生	教諭	現職				
42			サッカー	セルビア代表コーチ		指導者	雇用		○	O 教育、学習支援業	○		△		社員選手	社員選手	現職					
43			バレーボール	社員選手		会社員	雇用		○	I 卸売業、小売業	△		○		社員選手	社員選手	社員選手	契約社員	現職			
44			グラウンドホッケー	社員選手・日本代表		指導者等	雇用		×	N 生活関連サービス業、娯楽業	△		○	○	会社員	会社員→退社	専門学校	現職				
45			ラグビー	社員選手・日本代表		その他	雇用		×	L 学術研究、専門・技術サービス業	○		○		社員選手	社員選手	会社員	コーチ	現職			
46			フェンシング	社員選手・日本代表		教員	雇用		×	O 教育、学習支援業	×		○	○	大学非常勤講師	大学非常勤講師	教員	専門学校	インストラクター	現職		
47			サッカー	社員選手		会社員	雇用		×	K 不動産業、物品賃貸業	○		○		プロ等	プロ等	現職					
48			サッカー	プロ選手		会社員	雇用		×	I 卸売業、小売業	△		○		プロ等	プロ等	会社員	現職				
49			ラグビー	社員選手		会社員	雇用		×	G 情報通信業	△		×		社員選手	社員選手	社員コーチ	現職				
50			パラ水泳	社員選手・日本代表		会社員	雇用		×	G 情報通信業	△		×		社員選手	社員選手	現職					

通し番号	氏名	性別	種目	最高成績	最高成績時の所属先	取材時職(主)	職分類	具体的な名称	所属企業・または職業はスポーツがメインか	企業・職業区分(公務員・日本標準産業分類・大分類)	スポーツとの関わり(直接(指導・選手強化など)○、間接的△、全くなし×)	副業(主での職業以外に従事している職業)	副業のスポーツとの関わり(直接(指導・選手強化など)○、間接的△、全くなし×)	転職(退職を伴う前キャリアがあるか。現役中の所属先変更は含まない)	△の理由	現役中	引退時	セカンド(競投終了直後)	サード	フォース	フィフス	6経歴メモ
51			アグレッシブ・インラインスケート	社員選手・日本代表		その他	雇用		×	O 教育、学習支援業	△		△	○		社員選手 →退社、 現職						
52			サッカー	社員選手		起業	個人事業主		○	N 生活関連サービス業、娯楽業	○			○		社員選手	社員選手	家業手伝い	教室運営	+現職		
53			バレーボール	社員選手		会社員	雇用		×	O 教育、学習支援業	△			○		社員選手	社員選手 →退社	大学院	現職			
54			陸上	プロ選手		教員	雇用		×	O 教育、学習支援業	○			○		教諭	フリー	教諭				
55			サッカー	社員選手		会社員	個人事業主		○	N 生活関連サービス業、娯楽業	○			○		社員選手						
56			野球	プロ選手		指導者	雇用		○	O 教育、学習支援業	○		△	○		プロ等	プロ等	起業、現職	+コーチ			
57			野球	プロ選手		会社員	雇用		×	L 学術研究、専門・技術サービス業	×					プロ等	プロ等	会社員	会社員	会社員	会社員	会社員
58			アメリカンフットボール	社員選手・日本代表		その他	個人事業主		○	Q 複合サービス事業	○					社員選手	社員選手	現職				
59			ラグビー	プロ選手・日本代表		指導者	個人事業主		○	N 生活関連サービス業、娯楽業	○					社員選手	社員選手	現職				
60			チアダンス	プロ選手		指導者	雇用		○	N 生活関連サービス業、娯楽業	○					プロ等	プロ等	現職				
61			野球	プロ選手		その他	学者		○	L 学術研究、専門・技術サービス業	○					プロ等	プロ等	大学	現職			
62			野球	社員選手		起業	家業		×	I 卸売業、小売業	×					社員選手	社員選手	現職				
63			野球	プロ選手		会社員	雇用		×	A 農業、林業	×					社員選手	プロ等	現職				
64			野球	プロ選手		その他	個人事業主		×	N 生活関連サービス業、娯楽業	△					プロ等	プロ等	起業	現職	+起業等		
65			野球	社員選手		その他	雇用		×	G 情報通信業	×					社員選手	社員選手 →退社	現職				
66			ソフトボール	社員選手		指導者	雇用		○	N 生活関連サービス業、娯楽業	○					社員選手	社員選手	監督	コーチ	農家	現職	
67			サッカー	プロ選手		起業	個人事業主		○	N 生活関連サービス業、娯楽業	○					プロ等	プロ等	現職				
68			カーリング	社員選手		その他	個人事業主		○	N 生活関連サービス業、娯楽業	○					社員選手	社員選手	解説者				
69			野球	社員選手・日本代表		会社員	雇用		×	F 電気・ガス・熱供給・水道業	×					社員選手	社員選手	社員コーチ	現職			
70			ボクシング	プロ選手		起業	個人事業主		×	N 生活関連サービス業、娯楽業	×					プロ等	プロ等	起業、現職				
71			水泳	オリンピックメダリスト		その他	個人事業主		○	N 生活関連サービス業、娯楽業	○		△	○		学生	大学	指導者				+起業、 現職
72			サッカー	大学日本代表		公務員	雇用		×	S 公務(他に分類されるものを除く)	×					学生	大学	指導者 公務員、 コーチ、 監督	現職			
73			競輪	プロ選手		その他	個人事業主		○	N 生活関連サービス業、娯楽業	△		×	×		プロ等	プロ等	解説者	+現職			
74			野球	プロ選手		起業	個人事業主		×	M 宿泊業、飲食サービス業	×		△	○		プロ等	プロ等	会社員	会社員	起業	現職	+起業、 現職
75			野球	プロ選手		会社員	雇用		×	L 学術研究、専門・技術サービス業	△					プロ等	プロ等	現職				
76			ラグビー	社員選手		起業	個人事業主		○	N 生活関連サービス業、娯楽業	○					社員選手 →海外 →社員選手	社員選手	現職				